

## 綾瀬市高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、家庭裁判所において成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）が選任された成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「被後見人等」という。）について、後見人等の適切な身上の保護又は財産の管理による被後見人等の日常生活の支援や福祉の向上、権利利益の保護を図るため、申立てに係る費用並びに後見人等及び後見監督人、保佐監督人若しくは補助監督人（以下「監督人」という。）の報酬の全部又は一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下、「助成対象者」という。）は、後見人等及び監督人が選任された65歳以上の者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、後見等開始の申立人及び後見人等が被後見人等の配偶者又は被後見人等の4親等内の親族の場合及び任意後見人の場合は、助成の対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による生活支援給付を受けている者

(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村民税について世帯員全員が非課税であり、かつ、世帯員全員が成年後見制度を利用するために活用できる適当な資産（居住用不動産及び1,500,000円に世帯構成員1人ごとに500,000円を加算した額以下の預貯金等を除く。）を持たない世帯に属する者

(3) 資産及び収入等の状況から、前2号に準ずると認められる者

2 前項に定める助成対象者が死亡した場合は、当該助成対象者の後見人等又は監督人を助成の対象とする。

3 第1項の規定に関わらず、介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定により本市に住所を有するに至ったもの又は本市以外の市区町村に住所を有するに至ったものについては、当該市区町村と協議のうえで、助成の対象者とするか否かを決定するものとする。

### (助成対象経費)

第3条 申立ての対象となる経費は、後見人等の申立てに要した費用（以下「申立て費用」という。）及び後見人等又は監督人の報酬に係る費用（以下「報酬費用」という。）とする。

2 申立て費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 切手購入費用
- (2) 収入印紙購入費用
- (3) 鑑定費用

3 報酬費用は、民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）第862条（同法第852条、第876条の3第2項、第876条の5第2項、第876条の8第2項及び第876条の10第2項において準用する場合を含む。）の規定により後見人等又は監督人へ付与される旨の審判（以下「報酬付与の審判」という。）がなされたものとする。

（助成対象期間）

第4条 助成対象期間は、報酬付与の審判に報酬の対象として定められている期間とする。

（助成額）

第5条 申立てに係る費用の助成額は、第3条第1項各号に定める費用の額を基に、市長が定めるものとする。

2 報酬費用の助成額は、報酬付与の審判によって決定された報酬額とし、助成対象者の生活の場が、在宅の場合にあっては月額28,000円、施設に入所している場合にあっては月額18,000円を上限とする。

3 前項の規定により助成額を算出する場合において1月に満たない日数があるときは、当該1月に満たない日数に係る助成額は、日割計算により算出するものとする。ただし、その額に1円未満の端数が生じた場合にあっては、その端数を切り捨てた額とする。

4 第2項の施設とは次に掲げる施設をいい、在宅とは、施設に入所していない状態をいう。

- (1) 生活保護法に規定する保護施設
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設及び有料老人ホーム
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法

律第123号)に規定する障害者支援施設

(4) 介護保険法に規定する介護保険施設、特定施設及び認知症対応型共同生活介護を供与する施設

(5) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する医療提供施設

(6) 前各号に掲げる施設を除き、これらに類似する施設で市長が特に認める施設(助成の申請)

第6条 助成を申請することができる者は、助成対象者及び当該助成対象者の後見人等で本助成金の手続について代理権を有するものとする。

2 申立て費用の助成を申請しようとする者(以下「申立て費用助成申請者」という。)は、高齢者成年後見制度に係る申立て費用助成金申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 家庭裁判所が発行する審判確定証明書等の審判の確定がわかる書類

(2) 家庭裁判所への報告の際に提出した財産目録等資産の状況が分かる書類

(3) 生活保護を受給している場合は、生活保護受給者証の写し

(4) 助成対象者の後見人等が申請をする場合は、登記事項証明書及び申請者の身分を証明する書類又はその写し

(5) その他市長が必要と認める書類

3 報酬費用の助成を申請しようとする者(以下「報酬助成申請者」という。)は、高齢者成年後見制度に係る報酬助成金申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 報酬付与の審判決定書の写し

(2) 報酬付与の審判の際に家庭裁判所に提出した財産目録等資産の状況が分かる書類

(3) 生活保護を受給している場合は、生活保護受給者証の写し

(4) 助成対象者の後見人等が申請をする場合は、登記事項証明書及び申請者の身分を証明する書類又はその写し

(5) その他市長が必要と認める書類

4 第2項及び前項に規定する助成金の申請は、報酬付与の審判が行われた日の翌日から起算して180日以内に行わなければならない。ただし、真にやむを得ない理由があると市長が認める場合はこの限りでない。

(助成の決定)

第7条 市長は、前条第2項の規定に基づく申請があったときは、関係書類を審査し、速やかに助成の適否を決定し、高齢者成年後見制度に係る申立て費用助成金決定通知書（第3号様式）により、申立て費用助成申請者に対して通知するものとする。

2 市長は、前条第3項の規定に基づく申請があったときは、関係書類を審査し、速やかに助成の適否を決定し、高齢者成年後見制度に係る報酬助成金決定通知書（第4号様式）により、報酬助成申請者に対して通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、高齢者成年後見制度に係る助成金請求書（第5号様式）により、当該決定された助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、助成対象者に対して速やかに助成金を交付する。

（報告）

第9条 助成の決定を受けた者は、申請事項に変更があったとき、又は第2条に規定する助成要件に該当しなくなったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（助成の取消し及び助成金の返還）

第10条 市長は、助成の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成の決定を取り消すことができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判が取り消されたとき。

(3) 監督人の報酬付与の審判が取り消されたとき。

(4) 第2条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

2 市長は、助成を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成の決定を受けたとき。

(2) 助成金を目的外に使用したと認められるとき。

(3) 支出額が助成金に比して減少したとき。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に家庭裁判所が後見等開始の審判又は報酬付与の審判を決定した者について適用し、同日前に家庭裁判所が後見等開始の審判又は報酬付与の審判を決定した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式（第6条関係）

高齢者成年後見制度に係る申立て費用助成金申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

綾瀬市高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱第6条に基づき、次のとおり、成年後見制度に係る審判請求費用の助成を申請します。

また、この申請の審査に関し、必要な課税資料及び個人情報を閲覧することに同意します。

被後見人等	ふりがな 氏 名		生 年 月 日	
			年 月 日	
	住 所（住民票所在地）			
	居 所（実際の居住地） ※施設入所（入院）日 年 月 日 ～ 年 月 日			
	後見等 の類型	申立時	後見 ・ 保佐 ・ 補助	
	審 判	後見 ・ 保佐 ・ 補助		
申請額	円	内 訳	収入印紙	円
			切手	円
			精神鑑定	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 審判の確定がわかる書類 <input type="checkbox"/> 家庭裁判所に提出した財産目録等資産の状況が分かる書類 <input type="checkbox"/> 生活保護を受給している場合は、生活保護受給者証の写し <input type="checkbox"/> 後見人等・監督人が申請をする場合は、登記事項証明書及び申請者の身分を証明する書類又はその写し			

第2号様式（第6条関係）

高齢者成年後見制度に係る報酬助成金申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

（申請者）住 所  
氏 名  
連絡先

綾瀬市高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱第6条に基づき、次のとおり、成年後見制度に係る報酬の助成を申請します。

また、この申請の審査に関し、必要な課税資料及び個人情報を閲覧することに同意します。

本人との関係	1 後見 4 後見監督人	2 保佐 5 保佐監督人	3 補助 6 補助監督人
被後見人等	ふりがな 氏 名		生 年 月 日 年 月 日
	住 所（住民票所在地）		
	居 所（実際の居住地） ※施設入所（入院）日 年 月 日 ～ 年 月 日		
助成対象費用	報酬付与審判日		年 月 日
	報酬を付与 するとされ た後見人等 ・監督人	ふりがな 氏 名	
		住 所	
		連絡先	
	報酬付与対象期間		年 月 日から 年 月 日まで
報 酬 額		円	
助成金申請額	円		
添付書類	<input type="checkbox"/> 報酬付与の審判決定書の写し <input type="checkbox"/> 家庭裁判所に提出した財産目録等資産の状況が分かる書類 <input type="checkbox"/> 生活保護を受給している場合は、生活保護受給者証の写し <input type="checkbox"/> 後見人等・監督人が申請をする場合は、登記事項証明書及び申請者の身分を証明する書類又はその写し		

第3号様式（第7条関係）

高齢者成年後見制度に係る申立て費用助成金決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付で申請のありました成年後見制度に係る申立て費用の助成について、次のとおり決定しましたので綾瀬市高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱第7条に基づき通知します。

決定内容	1 助成決定		2 助成却下	
	助成金額	円	内訳	収入印紙 円
				精神鑑定 円
被後見人等氏名			生年月日	年 月 日
被後見人等住所				
却下・減額理由				
備考				

注意事項

本人又は申立代理人等が、次の行為をしたときは、助成の交付決定を取り消し、当該助成の全部又は一部の返還を求めることがあります。

- (1) 助成金を成年後見人等・監督人の報酬の支出以外の目的に支出したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成を受けたとき。

第4号様式（第7条関係）

高齢者成年後見制度に係る報酬助成金決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付で申請のありました成年後見制度に係る報酬の助成について、次のとおり決定しましたので綾瀬市高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱第7条に基づき通知します。

決定内容	1 助成決定		2 助成却下	
助成金額	円			
助成対象期間	年 月 日から		年 月 日まで	
被後見人等氏名		生年月日	年 月 日	
被後見人等住所				
後見人等・監督人氏名				
後見人等・監督人住所				
却下・減額理由				
備考				

注意事項

本人又は申立代理人等が、次の行為をしたときは、助成金の交付決定を取り消し、当該助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

- (1) 助成金を成年後見人等・監督人報酬の支出以外の目的に支出したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成を受けたとき。

第5号様式（第8条関係）

高齢者成年後見制度に係る助成金請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

（申請者）住 所  
氏 名 印  
連絡先

綾瀬市高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条に基づき、次のとおり請求  
します。なお、助成金は下記の口座に振り込むよう依頼します。

1 請求金額 円  
（報酬の場合のみ記載  
年 月 日から 年 月 日分まで）

2 振込先

金融機関等名	本支店（本支所）名	預金種別
		1 普通 2 当座
口座番号	口座名義人	
	フリガナ	